

### 令和6年度浄化槽設置整備事業補助金交付制度

### 補助金を利用して「合併浄化槽」へ転換できます



# 補助金 最大 71 万円

※①浄化槽設置費(10人槽)、②配管費、③既設槽処分費補助の場合

補助対象		補助金額
	人槽区分	
①浄化槽設置費	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10 人槽	548,000円
②配管費		100,000円
③既設槽処分費		62,000円

### ◎合併処理浄化槽にすると…

側溝などに排水される汚れが大幅に減少 悪臭や害虫の発生を抑制し生活環境が向上

### 対象となる地域

浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用 区域

※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は、対象外です。

#### 対象となるかた

専用住宅で、単独浄化槽または汲み取り便槽を 10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えるかた ※建築基準法第6条第1項に基づく建築申請を 要する新築、増築、改築に伴う場合は対象外 です。

問合せ=上下水道課 業務係 ☎76-1118

### 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

お困りのときは、ご相談ください。

## 民生委員·児童委員、主任児童委員

地域の身近な 相談相手

地域の身近な相談相手として、介護や子育てなど福祉に関する様々な相談に応じ、利用できるサービス などの情報提供や関係機関を紹介する「つなぎ役」として活動しています。

### 高齢者や障害のある かたに関すること



ひとり暮らしの不安、 介護サービスの相談、 情報提供 など

子育てに関すること



子育ての悩みの相談や 虐待防止 など

### 生活に関すること



生活困窮による心配ご との相談 など

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。安心してご相談ください。地区の民生委員がわからない場合は、介護福祉課へお問い合わせください。

問合せ=介護福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

### 結婚新生活支援事業

町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越 費用などの新生活を始めるための費用を一部助成します。

#### ◎対象者

令和6年1月1日から令和7年3月31日までに 婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件をす べて満たす世帯

- ○直近の所得証明書で確認できる夫婦の合計所 得金額が500万円未満
- ※貸与型の奨学金を返済している場合は、返済 額を合計所得金額から控除します。
- ○婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ○夫婦ともに町内の同一物件に住民登録がある かた
- ○夫婦ともに町税などを滞納していないかた
- ○補助金の交付から3年以上町内に居住する意 思があるかた
- ○他の公的補助による家賃補助を受けていないかた

#### ◎補助金額

1世帯あたり**30**万円 (上限)

※婚姻時の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は 60万円(上限)

#### ◎対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの 期間に支払いをした結婚を機に生じた費用

- ○新たに町内の住宅を取得した際の費用
- ○町内の住宅物件を賃貸する際に要した費用で、 賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する 費用を含む)、共益費および仲介手数料
- ※夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、手当分を除きます。
- ○町内の物件の改修に要した費用
- ○婚姻に伴う引越しに要した費用(引越業者または運送業者への支払い)

#### ◎交付申請について

詳細は、町ホームページをご覧ください。交付申請の手続きは、令和7年3月31日/月までです。



ホームページ QRコード

問合せ=こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

# 美里町タクシー利用料金補助事業の申請はお済みですか?

町では、自動車運転免許証を返納したかたなどの日常 生活の移動手段を確保するため、「タクシー利用料金補助 事業」として、タクシー券を交付しています。

令和6年度の申請がまだお済でないかたは、お早めに 介護福祉課へ申請をお願いします。

### 利用券の額など

#### 交付限度枚数= 90 枚(500 円券) 45,000 円分

※年度途中に申請したかたは、当該年度の残りの 月数(申請月を含む)に8枚を乗じた枚数とな ります。(例:5月に申請した場合は8枚×11 か月分=88枚) 美里町タクシー利用料金補助事業 令和6年度 タクシー利用券 (500円券 90枚) (病効期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

使用限度 1回の乗車につき6枚(3,000円)まで 対象者 自動車運転免許証の交付を受けていな

いかた(40歳以上)など

問 合 せ 介護福祉課 介護高齢者係 ☎ 76-5132

# ごみ出しのルールを守りましょう!

各地区のごみ収集所は、利用者である住民の皆さまで管理や清掃をしています。 ごみ出しのルールを守り、地域全体の居住環境を守りましょう。



問合せ=総務課 生活環境係 ☎76-1115

13 令和6年5月 広報みさと5月号 No.634 12